

平 成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年11月30日付け高河第12366号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の2件である。

- （1） 本年（平成16年）の16号台風等の際の高潮被害を受けた地区に係る防潮堤その他の防潮施設の設置計画又は当該各計画について検討したことが分かる一切の資料
- （2） 本年（平成16年）の16号台風等の際の高潮被害を受けた地区に係る詳細地図・図面類

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

## 2 異議申立てに至る経過

平成16年10月1日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同月14日に公開および非公開（行政文書不存

在)の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月19日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。高潮被害により高松市内で約2万世帯も浸水したのに、何らの検討もしていないとは考えられない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

平成16年8月30日夜に、瀬戸内海沿岸を中心に潮位偏差1メートルを超す大きな高潮が発生した。この時期は一年を通じて最も潮位の高い時期にあたり、台風16号接近と大潮時期の満潮とが重なり、香川県高松港で最高潮位 TP 上246センチなど、観測開始以来最も高い潮位を観測した。このため、広い範囲で浸水被害が発生した。

平成16年8月30日16時45分 高松市水防本部設置

同日22時00分 高松市災害対策本部設置

平成16年8月31日22時00分 高松市水防本部解散

平成16年9月24日17時00分 高松市災害対策本部解散

(2) 非公開（行政文書不存在）について

請求内容 1－(1) に該当するものについては、対策を検討するまでに至っていなかったことから、行政文書不存在のため、公開しない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

まず請求内容 1－(2) については、平成 16 年に発生した台風 16 号における高潮被害を受けた地区に係る図面であり、実施機関が 2 万 5 千分の 1 および 1 万分の 1 の地図を全部公開している点について問題はない。

もう一点の請求内容である 1－(1) 「高潮被害を受けた地区に係る防潮堤その他の防潮施設の設置計画または当該計画について検討したことが分かる一切の資料」については、実施機関は当時、これらの文書を作成していないため行政文書不存在の決定をした。

これに対して異議申立人は、高松市内でも多数の世帯が被害に遭ったのに、検討した行政文書が存在しないのは不自然だと申し立てている。

この点について、実施機関の説明では、当時の 16 号台風は本市に影響した台風としてはまれに見る凄まじい勢力を持ったものであり、本市職員も連日多数の者が現場に入り、被害に遭われた世帯の復旧作業に加勢した状況であった。防潮堤等に関する対策については、港湾管理者を中心にその後速やかに検討協議会が立ち上げられ、平成 18 年 3 月には、具体的な作業指針であるアクションプログラムが作成された。

本件公開請求当時は、市民生活の確保に重点が置かれていた状況であったとのことであり、以上の実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査処理経過

別紙のとおり

| 年 月 日                | 処 理 内 容               |
|----------------------|-----------------------|
| 平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日 | 諮問書受付                 |
| 平成 2 0 年 3 月 2 8 日   | 実施機関からの非公開理由書受付       |
| 平成 2 0 年 5 月 3 0 日   | 実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査 |
| 平成 2 0 年 7 月 3 0 日   | 答申案審査                 |
| 平成 2 0 年 8 月 8 日     | 答申                    |